

則第四十八条の二第一項に規定する様式第六十四の二、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五条の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五条の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五条の六、同規則第五十二条第二項に規定する様式第六十五条の九、同規則第五十七条の二第一項に規定する様式第六十五条の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五条の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五条の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五条の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五条の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五条の二十一、同規則第六十二条第一項に規定する様式第六十五条の二十二若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五条の二十五と、第十二条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と、様式第一の備考1中「ただし、識別番号を記載したときは、【住所又は居所】の欄は設けるには及ばない。」とあるのは「意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録(以下「国際登録」という。)の名義人にあつては、「【住所又は居所】の次に【住所又は居所原語表記】の欄を設けて、意匠法第60条の6第3項の規定による国際登録簿(以下「国際登録簿」という。)に記載された文字と同一の文字を記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】及び【住所又は居所原語表記】の欄は設けるには及ばない。」とあるのは「代表者の氏名を記載する。」とあるのは「代表者の氏名を記載する。」とあるのは「【氏名又は名称】の次に【氏名又は名称原語表記】の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する(法人にあつては、「【氏名又は名称原語表記】の次に【代表者】の欄を設ける。)。」とあるのは「【出願番号】の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○/○○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載する。」とあるのは「意匠法第60条の6第3項に規定する国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「一」のようにハイフンを記載し、「代理人」又は「受任した代理人」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○、意匠番号○○○」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。」とあるのは「【その他の】の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○、意匠番号○○○」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。」とあるのは「1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則4.10の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国(国際特許出願にあつては広域特許を与える任務を有する当局若しくは受理官庁を含む。)」とあるのは「ジュネーブ改正協定第6条(1)(a)の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国(国名)」と読み替えるものとする。

2 [略]

3 特許法施行規則第十六条、第二十七条第一項から第二項まで、第二十七条の二の二第一項、第二項第一号及び第三項から第六項まで、第二十七条の四第一項及び第三項から第五項まで、第二十七条の四の二第二項及び第四項から第七項まで、第二十八条から第二十八条の二まで、第二十九条、第三十条並びに第三十一条第二項(信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略)の規定は、意匠登録出

規則第六十二条第一項に規定する様式第六十五条の二十五と、第十二条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と、様式第一の備考1中「ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。」とあるのは「意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録(以下「国際登録」という。)の名義人にあつては、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、意匠法第60条の6第3項の規定による国際登録簿(以下「国際登録簿」という。)に記載された文字と同一の文字を記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】及び「【住所又は居所原語表記】」の欄は設けるには及ばない。」とあるのは「代表者の氏名を記載する。」とあるのは「代表者の氏名を記載する。」とあるのは「【氏名又は名称】の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する(法人にあつては、「【氏名又は名称原語表記】の次に【代表者】の欄を設ける。)。」とあるのは「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○/○○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載する。」とあるのは「意匠法第60条の6第3項に規定する国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「一」のようにハイフンを記載し、「代理人」又は「受任した代理人」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○、意匠番号○○○」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。」とあるのは「【その他の】の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○、意匠番号○○○」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。」とあるのは「1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則4.10の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国(国際特許出願にあつては広域特許を与える任務を有する当局若しくは受理官庁を含む。)」とあるのは「ジュネーブ改正協定第6条(1)(a)の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国(国名)」と読み替えるものとする。

2 [略]

3 特許法施行規則第十六条、第二十七条第一項から第二項まで、第二十七条の二の二第一項、第二項第一号、第三項、第四項及び第六項、第二十七条の四第一項及び第三項から第五項まで、第二十八条から第二十八条の二まで、第二十九条、第三十条並びに第三十一条第二項(信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略)の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二